

豊明市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例案の概要

1 趣旨

平成25年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」により、今まで省令で定められていた地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を市町村の条例で定めることとなったことに伴い、本市におけるこれらの基準を定めるものです。

2 制定する条例（案）

「豊明市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例」

- ・介護保険法第115条の46第4項に基づく基準について定めます。
- ・従うべき基準、参酌すべき基準は、介護保険法施行規則第140条の66の規定どおり定めます。